様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃかーぷえーじぇんしー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社カープエージェンシー  （ふりがな）うえつか　けいすけ  （法人の場合）代表者の氏名 上塚　佳祐  住所　〒606-8417  京都府 京都市左京区 浄土寺西田町１１５－５  法人番号　9120001223843  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進方針 | | 公表日 | ①　2025年11月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　Jimdoの当社ホームページ＞ dx推進方針  　https://carpagency.jimdofree.com/dx推進方針/  　「DX推進方針」ページ　冒頭 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、少人数でも高品質なサービスを継続的に提供できる「効率的で信頼される業務体制」の実現を経営ビジョンとしています。  社員一人ひとりが創意工夫し、生産性向上と顧客満足の両立を目指します。  このビジョンのもと、Google Apps Script等のデジタル技術を活用し、見積書作成業務などバックオフィス業務の自動化を進めています。  今後も情報処理技術の活用により、業務効率のさらなる向上と顧客対応力の強化を推進し、デジタルを基盤とした持続的な経営を実現します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月、取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進方針 | | 公表日 | ①　2025年11月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　Jimdoの当社ホームページ＞ dx推進方針  　https://carpagency.jimdofree.com/dx推進方針/  　「DX推進方針」ページ　・方策 | | 記載内容抜粋 | ①　当社のDX戦略は、まず見積業務を自動化し、その成果をもとに業務全体を段階的にDX化していくことです。  特に、見積書作成の過程で発生する取引先別の見積履歴データ、単価・原価データ、作業時間データなどを蓄積・分析し、  「よくある見積パターンの自動提案」や「原価率・利益率の最適化」につなげます。  さらに、データ分析により繁忙期の傾向把握や顧客別対応スピードの可視化を行い、営業活動全体の改善に役立てます。  こうしたデータ活用を通じて、業務負担を軽減しつつ、より精度の高い見積提案と迅速な顧客対応を実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月、取締役会にて承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進方針  　「DX推進方針」ページ　・体制 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、DX推進責任者とDX推進担当者が双方向の定例確認を実施し、課題や改善点を共有する体制を構築しています。  また、人材育成の面では、社員一人ひとりがGoogle Apps Scriptなどのデジタルツールを自主的に学習し、  業務改善や自動化のスキルを習得しています。  会社としても、オンライン学習教材や事例共有を通じて自主的なスキル向上を支援しており、  DX推進に必要な人材の確保とスキルレベルの底上げを図っています。  このように、DX推進のための体制と人材育成を両輪として、組織全体で継続的にデジタル活用を推進しています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進方針  　「DX推進方針」ページ　・環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　Google Apps Scriptを用いた見積作成の自動化システムの導入、Google Driveを活用したデータ共有とバックアップ体制の構築を進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進方針 | | 公表日 | ①　2025年11月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　Jimdoの当社ホームページ＞ dx推進方針  　https://carpagency.jimdofree.com/dx推進方針/  　「DX推進方針」ページ　・指標 | | 記載内容抜粋 | ①　　見積作成時間：平均1時間 → 1～2分  　見積書入力エラー率：5％ → 1％以下  　顧客対応リードタイム：平均2日 → 1日以内 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 2日 | | 発信方法 | ①　DX推進方針  　Jimdoの当社ホームページ＞ dx推進方針  　https://carpagency.jimdofree.com/dx推進方針/  　「DX推進方針」ページ　最後 | | 発信内容 | ①　当社は、業務の効率化と生産性向上を通じて、顧客満足度の最大化を目指しています。  デジタル技術の活用はその中心的な手段であり、見積書作成をはじめとするバックオフィス業務の自動化を進め、社員がより付加価値の高い業務に集中できる環境を整えます。  今後もデータとデジタル技術の活用を通じて、持続的な成長と新たな価値創造に挑戦してまいります。  株式会社カープエージェンシー　社長　上塚佳祐 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社では、サイバーセキュリティを経営上の重要課題と位置づけ、「情報資産を適切に保護し、顧客および取引先の信頼を維持する」ことを目的としてサイバーセキュリティ基本方針を社内に策定しています。  本方針に基づき、Googleアカウントの二段階認証を全社員に義務化しクラウド上の見積データや顧客情報へのアクセス権限を会社アカウントのみに限定しています。  またセキュリティ対策の内容は年1回またはシステム変更時に見直しを行い、情報漏えいや不正アクセスの防止に努めています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。